

【継続】肥育素牛生産拡大支援事業

畜産課 105,248千円

目的

「佐賀牛」の生産基盤を強化するため、繁殖雌牛の増頭や改良の取組を推進し、肥育素牛の生産を拡大する。

事業内容

対策	事業内容	能力要件	補助率	増頭要件
増頭対策	農業協同組合（以下「JA」）が優良な繁殖雌子牛を購入し、増頭する取組について ①農家に貸付ける場合 ②自ら飼養する場合 に、購入経費の一部を助成。	本牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価※が上位1/4以内 （本牛の育種価が判明していない場合は父牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内）	補助対象経費の4/10以内 （280千円/頭を上限）	○ （期首から期末の増頭分を補助対象）
改良対策	JAが優良な繁殖雌子牛を購入し、改良する取組について、農家に貸付ける場合に、購入経費の一部を助成。		補助対象経費の1/6以内 （116千円/頭を上限）	×
更新加速化対策	農家が10歳以上の繁殖雌牛（4/1時点）を淘汰して、JAが優良な繁殖雌子牛を購入し、改良する取組について、農家に貸付ける場合に、購入経費の一部を助成。		補助対象経費の3/10以内 （210千円/頭を上限）	×
受精卵供給基盤対策	農業協同組合が受精卵供給用の高能力な繁殖雌子牛を購入し、自ら飼養し受精卵を農家に供給する場合に、購入経費の一部を助成。	佐賀県和牛改良検討会会長が認めたもの	補助対象経費の1/2以内 （1事業実施主体当たり10,000千円/年上限）	×
受精卵移植推進対策	農家の飼養する繁殖雌牛に優良な受精卵の移植に要する経費に対して助成。	受精卵の父牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価※が上位1/4以内	①移植1回あたり10千円 ②受精卵購入を伴う移植1回あたり30千円	×

事業主体

農業協同組合

事業期間

令和5年度～令和8年度

※下線部分が強化する部分。

※育種価：肉質などの生産能力を数値化したもの。

※全ての対策において対象牛は「繁殖の用に供する黒毛和種の肉用繁殖雌牛で子牛登記書又は血統登録書を有する」こと。